○立入検査実施規定の運用について（概要）

（昭和５１年福警保一内訓第１号）

この内訓は、火薬取扱場所に対する立入検査を強化し、火薬類不正流失防止の徹底を期するため、制定されたものである。

主な内容として、

○　立入検査運用上の方針

○　立入検査実施者の指定

○　基礎資料の整備

○　立入検査の検査（指導）事項

○　違反を認めた場合の緊急措置要請

○　立入検査実施後の行政処分措置要請

などの項目からなっている。